

令和5年度香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
策定業務仕様書

1 業務の名称

香川県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定業務

2 業務の目的

香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、平成30年3月に第2期保健事業計画を策定し、令和6年3月までを計画期間として、計画に沿った各事業を実施している。

本業務は、健診結果やレセプトデータ、KDB システム等の健康・医療情報等を活用し、第2期の計画期間における被保険者の医療費や健康診査結果、保健事業等を分析及び評価するとともに、健康状態、疾患構成を分析して健康課題を明確化し、高齢者の特性を踏まえた保健事業をPDCA サイクルに沿って実施するため、第3期保健事業計画を策定する。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 基本的な考え方

本業務を受託者へ委託するに当たっての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律、同法に基づく保健事業の実施等に関する指針等に沿った内容とすること。
- (2) 「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」、「データヘルス計画策定の手引き（改訂版）令和5年3月改訂」、厚生労働省等が実施する検討会資料、各種通知等最新の情報や数値の指標を反映して策定すること。
- (3) 香川県後期高齢者医療広域連合広域計画のほか、「香川県健康増進計画」、「香川県医療費適正化計画」、「香川県保健医療計画」、「香川県高齢者保健福祉計画」などの各種次期計画との整合性を図ること。
- (4) 広域連合の各種会議の意見及び意見照会結果を検討の上、計画に反映すること。
- (5) データ分析や計画案作成の実施に当たっては、下記①～④に留意すること。
 - ① KDB（国保データベース）システムの活用を優先すること。
 - ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が後期高齢者の保健事業の中心的な取組であることを踏まえ、広域連合や市町の役割を踏まえること。
 - ③ 上記②を含め、後期高齢者の保健事業の実施における広域連合と市町や県、国民健康保険団体連合会との役割に留意すること。
 - ④ 前期高齢者が多く加入する国民健康保険制度等、他の医療制度が取り組んでいる保健事業との連携に留意すること。
 - ⑤ 高齢者の健康・医療情報の動向や地域特性を把握し、計画を策定すること、なお、他都道府県の広域連合が策定しているデータヘルス計画も参考にすること。

5 委託業務内容

(1) 業務スケジュールの作成及び進捗管理

受託者は、業務の実施スケジュールを作成し、決定したスケジュールに基づき業務を実施すること。なお、スケジュール作成及び業務の実施にあたっては、広域連合と緊密な連携をとること。

- ① 広域連合と協議し、承認を得た上で業務全体のスケジュールを作成し、業務実施計画書として、契約締結後速やかに広域連合に提出すること。
- ② 業務の進捗管理を適切に行い、スケジュールの変更が生じた場合は、広域連合と協議の上、変更後のスケジュールを速やかに提出すること。
- ③ 業務実施に当たり発生する課題の管理を行い、解決に必要な提案等を行うこと。なお、課題の管理等は課題管理表等に記載し、適宜広域連合に提出の上、随時課題の整理・解決を行うこと。
- ④ 第3期データヘルス計画素案作成完了までは、原則月1～2回程度の打合せを実施すること。それ以降については協議の上、決定すること。
- ⑤ 原則、打合せの2営業日前までに打合せ内容のレジメ及び当日使用予定資料をデータにて広域連合に送付すること。
- ⑥ 本業務について広域連合と打合せ等を行った時は、決定事項及び課題を整理した議事録を作成し、打合せ等を行った日から7営業日以内に提出すること。
- ⑦ その他、業務の進捗管理等に必要な業務を行うこと。

(2) データベースの構築

広域連合の医科及び調剤レセプトをデータ化し、健康診査データと突合させて、次の条件を全て満たした診療データベース(以下、「データベース」という。)を構築すること。

- ① 傷病名や薬剤(禁忌情報を含めた薬剤データベース)、診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受託者において構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。
- ② 最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。
- ③ レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為(薬剤、検査、手術、処置、指導料等)を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合には、傷病名ごとの医療費の算出が可能なデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。
- ④ レセプトに記載されている未コード化傷病名(傷病名マスタに収載されていない病名)を可能な限りコード化したデータベースにすること。
- ⑤ データベース構築に係る技術は、第三者の権利を侵害しない、また、侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を図ること。

(3) 第3期データヘルス計画の基礎となる現状分析

データベースを用いて、第3期データヘルス計画作成の基礎となる情報を把握するために、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾患を明確にするとともに、事業実施の裏付けや実施の検討に有用な具体的な分析項目及び内容の案を提案し、広域連合の承認を得た上で決定する。

①医療費分析

- ア. 基礎統計
- イ. 疾病別医療費統計
- ウ. 高額なレセプトの疾病傾向分析

②保健事業実施に係る分析

- ア. 健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析
- イ. 健康診査に係る分析
- ウ. 健診異常値放置者に係る分析
- エ. 生活習慣病治療中断者に係る分析
- オ. 糖尿病治療中断者に係る分析
- カ. 適正受診・適正服薬を促す保健事業に係る分析
- キ. ジェネリック医薬品の使用促進のための普及・啓発に係る分析
- ク. 歯科健診に係る分析
- コ. 服薬情報に係る分析
- サ. フレイルに係る分析

③その他の疾病

- ア. 人工透析患者に関する分析
- イ. CKDに係る分析
- ウ. 慢性閉そく性肺疾患に係る分析
- エ. 骨折に係る分析
- オ. 新型コロナウイルスの影響に関する分析

④その他協議の上、決定する事項（市町別分析結果を算出する項目についても同様）

(4)第2期計画の現状分析及び課題整理

- ① 受託者は、広域連合が提供するデータや5(3)による実施する分析内容から、第2期計画の保健事業の実績と目標達成状況を整理し、「4基本的な考え方」に基づき、保健事業に関する課題を明確化するとともに、現状分析や評価を行う。
- ② 上記①について、広域連合が加工可能なデータ形式(Word、Excel 等)により令和5年8月上旬までに報告書を納品すること。

(5)第3期データヘルス計画の作成

- ① 受託者は、5(3)・(4)を踏まえ「データヘルス計画策定の手引き(改訂版)」、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」等を踏まえ、第3期計画書及び計画書概要版を作成すること。また必要に応じて、各種会議や構成市町、医師会等の関係機関への説明

に協力(資料作成等)すること。

- ② 計画書及び計画書概要版については、下記(ア)～(ウ)までの各段階において、加工可能なデータ形式(Word、Excel等)により、納品すること。原稿サイズはA4判タテ、原則カラー印刷とし、イラストやグラフ、表等を用いて、被保険者が理解しやすい内容とすること。

(ア) 素案の作成

第3期計画の構成及びレイアウトを提案し、広域連合の承認を得た上で、令和5年9月末日までに、計画書及び計画書概要版の素案を作成し、広域連合に提出すること。

広域連合が素案を基に外部意見を聴取するため、外部意見で寄せられた意見を整理し、回答及び計画の反映の方向性を提案すること。

(イ) 計画書案の作成

上記(ア)での意見修正を踏まえて、令和5年12月下旬までに計画書及び計画書概要版(案)を作成し、広域連合に提出すること。

(ウ) 計画書及び計画書概要版の作成・納品

受託者は上記(ア)(イ)を踏まえ、必要な修正を行った上で計画書及び計画書概要版を作成し、納品すること。

a 第3期計画書(A4版カラー印刷):100部

b 第3期計画書概要版(A4カラー印刷):100部

c a、bを広域連合が加工可能なデータ形式及びPDF形式で電子媒体に記録したものの:1部

d 報告書や計画書の策定過程で得られた統計資料等を表やグラフでまとめたものを広域連合がデータ形式及びPDF形式で電子媒体に記録したものの:1部

6 提供データ

(1) レセプトデータ

平成30年4月診療分～令和5年3月診療分(5年度分)

- ・医科: [REJMT] から始まるCSVファイル
- ・DPC: [REJMT] から始まるCSVファイル
- ・歯科: [REJMT] から始まるCSVファイル
- ・調剤: [REJMT] から始まるCSVファイル

(2) 後期高齢者医療健康診査データ

平成30年度～令和4年度分(5年分)

- ・健診受診者CSVファイル
- ・健診結果等情報作成抽出(健診結果情報)ファイル
- ・健診結果等情報作成抽出(その他の結果情報)ファイル

(3) 後期高齢者歯科健康診査結果

- ・歯科健康診査結果ファイル

(4) 被保険者データ

国保総合システム 被保険者異動報告データ

- ・被保険者異動データ・世帯状況
- ・被保険者異動データ・個人情報
- (5) 国保データベース(KDB)システム出力帳票
平成30年度～令和4年度（5年分）
 - ・地域の全体像の把握
 - ・健診・医療・介護データからみる地域の健康課題
 - ・人口及び被保険者の状況
 - ・健診の状況
- (6) 行政区コード一覧
- (7) その他
 - 5(4)に必要な各保健事業実績
- (8) 第3期データヘルス計画作成に伴い、新たな分析が必要と認められる事項について、広域連合がデータの提供が可能なものについては、広域連合から受託者にデータ提供することとする。
- (9) その他
 - 上記に定めのない事項やデータの詳細なレイアウト等に関しては広域連合、受託者双方協議の上、必要なデータを提供することとする。

7 委託業務に係るスケジュール案

- 令和5年 7月 : 広域連合から受託者へのデータ提供
- 令和5年 9月 : データヘルス計画(素案)作成、市町意見照会
- 令和5年10月～11月 : 市町担当課長会、懇話会、運営委員会
- 令和5年12月 : パブリックコメントの募集
- 令和6年1月～2月 : 市町担当課長会、懇話会、運営委員会
- 令和6年 3月 : データヘルス計画完成

8 情報の取扱い

受託者は、本契約業務の実施に当たって、条例、規則、関係法令及び「香川県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー」を十分に遵守するとともに、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切、第三者に漏らしてはならない。なお、作業に当たっては、以下とおり、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うこと。

- (1) 作業所の分割
 - データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業所を行う場所を分けて管理すること。
- (2) 入退管理の徹底
 - 各作業所への入室には指紋認証などの入室制限を行い、登録者だけが作業できること。
- (3) データ持ち出しの禁止
 - スマートフォン、携帯電話等の私物の持込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。
- (4) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

- (5) 受託者は本業務の実施により知り得た情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は本業務の実施により知り得た情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (7) 受託者は本業務の実施のために広域連合から提供を受けた個人情報を記録したデータ及び広域連合の承諾を得て複製したデータ又は複製物については、この契約による事務処理の完了後、直ちに廃棄又は消去の上、その旨を報告しなければならない。

9 成果品の利用及び著作権の取扱い

- (1) 受託者は広域連合に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権【著作権法（昭和45年法律第48号）第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定める権利を含む】を譲渡するものとする。(イラスト等含む。)ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 広域連合は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 再委託

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ広域連合の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 本仕様に定める業務に係る経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (2) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (3) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。